

秋田県告示第192号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和6年4月19日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1(1) 処分をした年月日
令和6年3月26日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社マスタ建設
横手市増田町増田字一本柳西1番地5
代表取締役 土田 七之助
秋田県知事許可（般-3）第011264号
- (3) 処分の内容
土工事業及びとび・土工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和6年3月26日付けで土工事業及びとび・土工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日
令和6年4月4日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社細川商店
横手市雄物川町深井字東又248番地
代表取締役 細川 明裕
秋田県知事許可（般-1）第070154号
- (3) 処分の内容
電気工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和6年4月4日付けで電気工事業及び消防施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。